全国保証株式会社

証券コード:7164

# 第41回 定時株主総会 招集ご通知

**日時**

2021年6月18日(金曜日)
午前10時（受付開始予定：午前9時)

**場所**

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号　JPタワー4階
JPタワー ホール&カンファレンス

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

**お土産に関するお知らせ**

昨年から、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**新型コロナウイルスに関するお願い**

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げるとともに、株主総会当日は会場へのご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。
・会場内は、座席間隔を広げておりますので、ご用意する座席数が例年より減少いたします。満席の際には、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
・会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒について、ご協力をお願い申し上げます。また、株主総会運営メンバーについても、マスク着用で対応させていただきます。
・会場受付付近にて、検温をさせていただく予定です。発熱など体調が優れないと見受けられる方がご来場された際は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

## 目次


■ **第41回定時株主総会招集ご通知** …… 1
■ **議決権行使についてのご案内** …… 3

**(添付書類)**

■ **事業報告**
Ⅰ 会社の現況に関する事項 …… 5
Ⅱ 会社の株式に関する事項 …… 12
Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 …… 13
Ⅳ 会社の役員に関する事項 …… 15
Ⅴ 会計監査人に関する事項 …… 20
Ⅵ 会社の体制および方針 …… 21

■ **計算書類**
貸借対照表 …… 26
損益計算書 …… 27
株主資本等変動計算書 …… 28
個別注記表 …… 29

■ **監査報告書**
会計監査人の監査報告書謄本 …… 51
監査役会の監査報告書謄本 …… 53

■ **株主総会参考書類**
第１号議案 剰余金の処分の件 …… 54
第２号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件 …… 55
第３号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件 …… 58

■ 株主総会会場ご案内図

証券コード 7164
2021年6月2日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
全国保証株式会社
代表取締役社長　石　川　英　治

# 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2021年６月17日（木曜日）の午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2021年６月18日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前９時）

**２．場　　所**　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　ＪＰタワー４階
ＪＰタワー ホール＆カンファレンス

**３．会議の目的事項**

**報 告 事 項**　第41期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

**決 議 事 項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役および監査役の報酬等の額改定の件

**第３号議案**　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

**4．招集にあたっての決定事項**

(1) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

(2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

(3) インターネット等により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

(4) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な行使として取扱います。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として議決権を行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.zenkoku.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日は、節電への対応として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（54頁～62頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

## 当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時

## 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時

## インターネット等による議決権行使

次頁の案内をご参照いただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

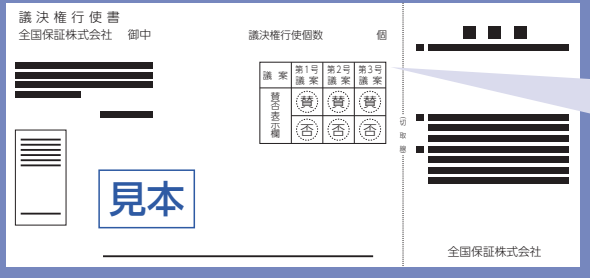


各議案の賛否をご表示ください。
賛成の場合・・・「賛」の欄に○印
反対の場合・・・「否」の欄に○印

# インターネット等※による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

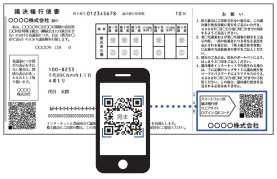

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

●行使期限は、2021年６月17日（木曜日）午後５時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。
●インターネットにより重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。
●議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使として取扱います。
●パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
●インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

ご不明な点は、株主名簿管理人である**三井住友信託銀行株式会社**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120−652−031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前９時～午後９時）
(2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120−782−031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く））

**※議決権電子行使プラットフォームについてのご案内**
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

## Ⅰ　会社の現況に関する事項

### １．事業の経過および成果

（1）経済環境および事業環境

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として国内外経済が厳しい状況にあるなか、企業収益の大幅な減少のほか、雇用・所得環境ならびに個人消費の動きに弱さがみられるなど、先行き不透明な状況が続きました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境が継続したものの、新設住宅着工戸数は、前年同期を下回りました。また、住宅ローン市場におきましても、住宅市場同様に弱い動きが続きました。

（2）事業の概況

このような事業環境のもと、当社は、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、中期経営計画「Beyond the Border」の基本方針である「事業規模拡大」、「事業領域拡大」ならびに「企業価値向上」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模拡大におきましては、新規貸出市場および既存貸出市場でのシェア拡大のための施策に取り組みました。新規貸出市場のシェア拡大につきましては、提携金融機関との関係強化や未提携金融機関との新規契約締結に取り組みました。提携金融機関との関係強化につきましては、当社保証の利用率向上のため、当社保証商品についての説明会や勉強会を実施しました。また、例年ご好評いただいておりますキャンペーンを実施し住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。未提携金融機関との新規契約締結につきましては、当事業年度において、銀行３行、信用組合１組合、ＪＡ５組合、その他１社の合計10機関と契約締結に至りました。また、既存貸出市場のシェア拡大につきましては、他の保証会社の株式取得による子会社化の実施や、吸収分割による保証債務の承継など保証債務残高増加に向けた取り組みを継続しました。

事業領域拡大におきましては、子会社であるあけぼの債権回収株式会社の活用として、債権買取や債権管理回収受託に向けた提案活動を継続しました。また、前事業年度で子会社化した、みのり信用保証株式会社につきましては、新たな事業展開を図るべく金融機関との新規契約締結を致しました。

企業価値向上におきましては、さまざまな社会課題の中から当社が優先的に取り組むべき重要課題を特定したほか、重要課題の解決を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献すべく、「全国保証SDGs宣言」を制定しました。

こうした取り組みの結果、営業収益は47,834百万円（前期比5.8％増）となりました。利益につきましては、営業利益は38,233百万円（前期比8.1％増）、経常利益は38,991百万円（前期比9.0％増）、当期純利益は27,002百万円（前期比10.5％増）となり、増収増益となりました。

なお、第41期における当社の保証実績は次表のとおりです。

（単位：機関、件、百万円）

| 区　分 | 2017年度<br>第38期 | 2018年度<br>第39期 | 2019年度<br>第40期 | 2020年度<br>第41期 |
|---|---|---|---|---|
| 提携金融機関数 | 746 | 750 | 739 | 744 |
| 新規保証実行件数 | 68,073 | 68,311 | 67,003 | 57,113 |
| 新規保証金額 | 1,666,315 | 1,722,629 | 1,732,416 | 1,495,085 |
| 期末保証債務残高 | 11,789,304 | 12,717,625 | 13,706,421 | 14,629,759 |

（注）1．新規保証実行件数および新規保証金額は、民間金融機関住宅ローン保証における実績であります。
2．第40期の期末保証債務残高は、当社子会社であるみのり信用保証株式会社の90,397百万円を含んでおります。
3．第41期の期末保証債務残高は、当社子会社であるみのり信用保証株式会社の81,823百万円および筑波信用保証株式会社の289,176百万円を含んでおります。

## 2．設備投資の状況

該当事項はございません。

## 3．資金調達等についての状況

該当事項はございません。

## 4．事業の譲渡等の状況

(1) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(2) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

①当社は、2020年６月１日および2021年３月１日をもって、ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社（旧株式会社セディナ）の運営する保証事業の一部を会社分割により承継いたしました。

②当社は、2021年３月25日をもって、摂津水都綜合信用株式会社の運営する保証事業の一部を会社分割により承継いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2021年３月31日に筑波信用保証株式会社の全株式を取得しております。

## 5．財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

| 区　分 | 2017年度<br>第38期 | 2018年度<br>第39期 | 2019年度<br>第40期 | 2020年度<br>第41期 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 39,599 | 43,204 | 45,203 | 47,834 |
| 経常利益 | 31,974 | 35,169 | 35,760 | 38,991 |
| 当期純利益 | 22,052 | 24,134 | 24,430 | 27,002 |
| 1株当たり当期純利益 | 320円71銭 | 350円92銭 | 355円17銭 | 392円53銭 |
| 純資産 | 108,127 | 126,998 | 145,049 | 165,860 |
| 総資産 | 294,137 | 321,232 | 372,968 | 396,261 |

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

### 営業収益

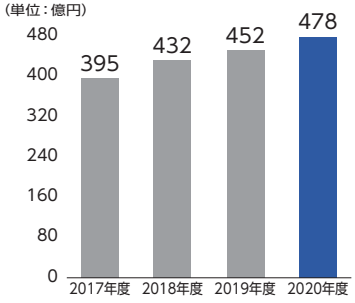


### 経常利益

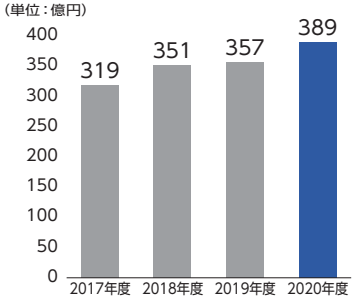


### 当期純利益

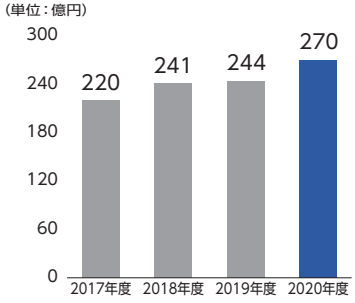


### 1株当たり当期純利益

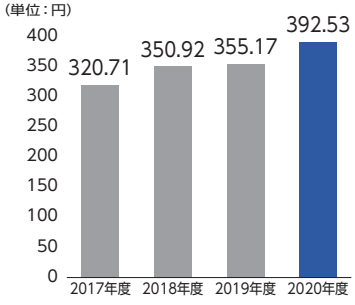


### 純資産

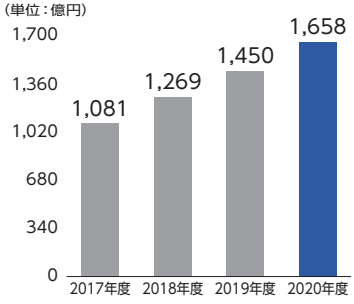


### 総資産

## 6．対処すべき課題

（1）会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および永続的な発展・成長を目指しております。

（2）中長期的な会社の経営戦略および課題

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれるものの、当面は現在の新設住宅着工戸数の水準が続くことが見込まれることに加え、中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2020年度から2022年度の３年度を計画期間とする中期経営計画「Beyond the Border」を策定しております。この中期経営計画では、「積み上げた信用と信頼を礎とし、国内トップの保証会社として確固たる地位を確立する」をビジョンに掲げ、①事業規模拡大、②事業領域拡大、③企業価値向上、の３つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

【事業規模拡大】

国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約18兆円、既存貸出残高が約180兆円という巨大な市場規模であり、当社が保証債務残高を更に拡大できる余地は十分に存在しております。

当社は、市場シェアを拡大するため、700を超える提携金融機関との取引深耕ならびに未提携金融機関との提携数増加による従来の営業基盤強化に加え、金融機関以外の企業との連携により住宅ローン申込チャネルを新しく開拓することで事業規模の拡大を図ってまいります。また、既存貸出市場の拡大施策として、他の保証会社の株式取得による子会社化などにより、保証債務残高の増加に取り組んでまいります。

【事業領域拡大】

当社の中核事業である住宅ローン保証事業につきましては、今後も着実な成長が可能と捉えております。当社は、独自の強みを活用することにより事業領域の拡大を図り、収益源の多様化を目指してまいります。

具体的には、これまでの信用保証事業で構築した営業基盤を活用し、子会社サービサーの事業規模拡大を図るほか、子会社保証会社を活用した新たな事業展開に向けた取り組みを実施してまいります。また、海外展開についても、地域選定や他企業との協業可能性などを長期的観点から研究してまいります。

【企業価値向上】

当社の保証債務残高は14兆円を超える規模となっており、企業としての社会的責任は益々増していると認識しております。当社は持続的な成長の実現に向けて、住宅ローン信用保証事業を通じた社会課題の解決に貢献すべく、2021年２月に制定した「全国保証SDGｓ宣言」に基づき、重要課題の解決に取り組むなど非財務情報の充実を図るほか、経営資源の有効活用、業務効率化推進により企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ７．主な事業内容

| 事業区分 | 区　分 |
|---|---|
| 信用保証事業 | 住宅ローン保証<br>教育ローン保証<br>カードローン保証 |

## ８．主要な事業所

| 区　分 | 店舗名・会社名 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 当　社 | 本社 | 東京都千代田区 |
| | 本店営業第一部 | 東京都千代田区 |
| | 本店営業第二部 | 東京都千代田区 |
| | 札幌支店 | 北海道札幌市中央区 |
| | 仙台支店 | 宮城県仙台市青葉区 |
| | 横浜支店 | 神奈川県横浜市西区 |
| | 新潟営業所 | 新潟県新潟市中央区 |
| | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市中区 |
| | 金沢支店 | 石川県金沢市 |
| | 大阪支店 | 大阪府大阪市中央区 |
| | 広島支店 | 広島県広島市中区 |
| | 高松営業所 | 香川県高松市 |
| | 福岡支店 | 福岡県福岡市博多区 |
| | 宮崎営業所 | 宮崎県宮崎市 |
| 子会社 | 株式会社全国ビジネスパートナー | 東京都江東区 |
| | あけぼの債権回収株式会社 | 東京都千代田区 |
| | みのり信用保証株式会社 | 東京都中央区 |
| | 筑波信用保証株式会社 | 茨城県つくば市 |

（注）１．2020年９月23日付で、株式会社全国ビジネスパートナーは東京都中央区から東京都江東区へ移転しました。
２．2020年10月１日付で、東和信用保証株式会社はみのり信用保証株式会社に商号変更し、群馬県前橋市から東京都中央区へ移転しました。

## 9．従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 258名 | 1名（増） | 37.3歳 | 9年10ヵ月 |

（注）1．従業員とは執行役員３名を含む正社員および受入出向者１名を指し、社外への出向者22名を含んでおりません。
2．従業員数には契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員の合計66名を含んでおりません。

## 10．主要な借入先および借入額

| 借入先 | 借入残高 |
|---|---|
| シンジケートローン | 30,000百万円 |

（注）シンジケートローンは、銀行５行の協調融資によるものです。

## 11．重要な親会社および子会社の状況

（1）親会社との関係

該当事項はございません。

（2）重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社全国ビジネスパートナー | 9百万円 | 100% | 事務の請負・受託・代行業 |
| あけぼの債権回収株式会社 | 5億16百万円 | 100% | 債権回収業に関する特別措置法に基づく債権回収業 |
| みのり信用保証株式会社 | 4億95百万円 | 100% | 信用保証事業 |
| 筑波信用保証株式会社 | 91百万円 | 100% | 信用保証事業 |

（注）1．当社子会社は上記４社のみであり、非連結対象会社であります。
2．2021年３月31日付で、筑波信用保証株式会社の株式を取得し子会社としました。

（3）事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

## 12．その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

### １．発行可能株式総数

160,000,000株

### ２．発行済株式の総数

68,871,790株

### ３．当事業年度末の株主総数

31,521名

### ４．大株主（上位10名）

| 株　主　名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 富国生命保険相互会社 | 6,200,000 | 9.01 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6,200,000 | 9.01 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5,355,300 | 7.78 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 4,880,600 | 7.09 |
| 太陽生命保険株式会社 | 4,271,000 | 6.20 |
| TAIYO FUND,L.P. | 1,624,200 | 2.36 |
| SMBC日興証券株式会社 | 1,215,600 | 1.76 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,074,800 | 1.56 |
| 野村證券株式会社自己振替口 | 1,074,000 | 1.56 |
| SSBTC　CLIENT　OMNIBUS　ACCOUNT | 1,041,695 | 1.51 |

（注）持株比率は、自己株式492株および株式給付信託（J-ESOP)信託口が保有する76,510株を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

### ５．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

### ６．その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

### 1．当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

| | 第1回株式報酬型新株予約権 | 第2回株式報酬型新株予約権 | 第3回株式報酬型新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | 2014年6月20日 | 2015年6月19日 | 2016年6月17日 |
| 役員の保有状況 | 687 個 (2名) | 521 個 (3名) | 671 個 (3名) |
| うち取締役（社外取締役を除く） | 687 個 (2名) | 521 個 (3名) | 671 個 (3名) |
| うち社外取締役 | — | — | — |
| うち監査役 | — | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 6,870 株 | 普通株式 5,210 株 | 普通株式 6,710 株 |
| 新株予約権の行使時に払込をすべき金額 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年7月24日から2044年7月23日まで | 2015年7月23日から2045年7月22日まで | 2016年7月21日から2046年7月20日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (別記) | (別記) | (別記) |

| | 第4回株式報酬型新株予約権 | 第5回株式報酬型新株予約権 | 第6回株式報酬型新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | 2017年6月16日 | 2018年6月15日 | 2019年6月14日 |
| 役員の保有状況 | 542 個 (3名) | 674 個 (4名) | 833 個 (4名) |
| うち取締役（社外取締役を除く） | 542 個 (3名) | 674 個 (4名) | 833 個 (4名) |
| うち社外取締役 | — | — | — |
| うち監査役 | — | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式 5,420 株 | 普通株式 6,740 株 | 普通株式 8,330 株 |
| 新株予約権の行使時に払込をすべき金額 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年7月20日から2047年7月19日まで | 2018年7月19日から2048年7月18日まで | 2019年7月18日から2049年7月17日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (別記) | (別記) | (別記) |

| | 第７回株式報酬型新株予約権 |
|---|---|
| 発行決議日 | 2020年６月19日 |
| 役員の保有状況 | 850　個（4名） |
| うち取締役（社外取締役を除く） | 850　個（4名） |
| うち社外取締役 | ― |
| うち監査役 | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式　8,500　株 |
| 新株予約権の行使時に払込をすべき金額 | １株当たり　１円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年７月22日から2050年７月21日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | （別記） |

（別記）

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

（ⅰ）相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

（ⅱ）相続承継人は、相続開始後10ヵ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。

（ⅲ）相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から２ヵ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

## ２．当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## ３．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

## Ⅳ 会社の役員に関する事項

### 1．取締役および監査役の状況

（1）会社役員の状況

（2021年３月31日現在）

| 氏　名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 石　川　英　治 | 代表取締役社長 | |
| 山　口　　隆 | 専務取締役<br>業務本部長 | あけぼの債権回収株式会社　代表取締役社長<br>株式会社全国ビジネスパートナー　代表取締役社長 |
| 青　木　裕　一 | 常務取締役<br>管理本部長 | みのり信用保証株式会社　代表取締役社長<br>筑波信用保証株式会社　代表取締役社長 |
| 浅　田　慶　一 | 取締役<br>営業本部長 | 株式会社全国ビジネスパートナー　取締役 |
| 上　條　正　仁 | 取締役（社外取締役） | 伯東株式会社　社外取締役<br>ミラバイオロジクス株式会社　社外監査役 |
| 永　島　義　郎 | 取締役（社外取締役） | 株式会社カナデン　社外取締役<br>あけぼの債権回収株式会社　監査役<br>株式会社ナカシマホールディングス　社外取締役<br>株式会社全国ビジネスパートナー　監査役<br>筑波信用保証株式会社　監査役 |
| 今　戸　智　恵 | 取締役（社外取締役） | 三浦法律事務所　パートナー弁護士<br>ワンビ株式会社　社外監査役 |
| 藤　野　　護 | 常勤監査役 | |
| 板　垣　絵　里 | 監査役（社外監査役） | 公認会計士・税理士板垣総合事務所　副所長 |
| 佐　藤　隆　文 | 監査役（社外監査役） | 農林中央金庫　経営管理委員 |
| 鈴　木　秀　彦 | 監査役（社外監査役） | |

（注）１．取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏は社外取締役であります。
２．監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏は社外監査役であります。
３．取締役 今戸智恵氏、監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏は、2020年６月19日開催の第40回定時株主総会において新たに選任され就任しました。
４．監査役 日野正晴氏、羽田靖氏は、2020年６月19日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
５．取締役 永島義郎氏は、2021年３月31日付で筑波信用保証株式会社監査役に就任したことにより、同日をもって株式会社全国ビジネスパートナー監査役を退任いたしました。
６．監査役 板垣絵里氏は、大手監査法人および公認会計士・税理士事務所における長年の経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
７．取締役 上條正仁氏、永島義郎氏、今戸智恵氏ならびに監査役 板垣絵里氏、佐藤隆文氏、鈴木秀彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、業務執行取締役であるものを除く取締役および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定することができる旨を定めており、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、板垣絵里、佐藤隆文、鈴木秀彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社３社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、みのり信用保証株式会社）の取締役および監査役の全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額会社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する訴訟費用および損害賠償金を補填することとしております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、職務執行の対価としての報酬部分、業績向上に対しての報酬部分の基本報酬に加え、当社の持続的な成長および中長期的な株主価値を拡大させることを狙いとした株式報酬型ストック・オプションを含めた報酬体系とすること、社外取締役および社外監査役の報酬については、定額報酬の体系とすることを定めております。取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会に諮り代表取締役社長に一任することを取締役会が決定しております。

株式報酬型ストック・オプションについては、長期的な企業価値向上への動機付けをより明確にし、株主と株価変更のメリットとリスクを共有するという制度目的を適切に運用するよう取締役会が定めた「株式報酬型ストック・オプション規程」において、基本報酬額との割合について、基本報酬月額の3倍の額を基準額としてストック・オプションの割当個数を算出する旨を定めております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年６月28日（当該決議に係る取締役５名、監査役３名）であり、取締役の報酬限度額は月額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、監査役の報酬限度額は月額20百万円以内であります。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長石川英治に取締役の個人別支給額の最終決定を一任しており、代表取締役社長は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬委員会の協議内容を踏まえて個人別支給額を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役各々の報酬額は、独立社外取締役および社内取締役で構成する報酬委員会において、業績および業務執行の達成状況を基に基本報酬および賞与について協議・確認しております。

報酬委員会は、個人別支給額とその妥当性について協議することを目的に2020年６月および2021年３月に開催されました。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 区　分 | 員数 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 金銭報酬等 | | | 非金銭報酬等 |
| | | | 基本報酬 | 賞与 | 業績連動報酬等 | ストック・オプション |
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | ７名<br>（３名） | 201<br>(24) | 141<br>(20) | 30<br>(4) | -<br>(-) | 29<br>(-) |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | ６名<br>（５名） | 42<br>(20) | 34<br>(16) | 7<br>(3) | -<br>(-) | -<br>(-) |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | 13名<br>（８名） | 243<br>(45) | 175<br>(36) | 37<br>(8) | -<br>(-) | 29<br>(-) |

（注）１．取締役の報酬等限度額は、2006年６月28日開催の第26回定時株主総会において、月額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいており、賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。

２．監査役の報酬等限度額は、2006年６月28日開催の第26回定時株主総会において、月額20百万円以内と決議いただいており、賞与も当該報酬限度額の枠内にて支給しております。

３．ストック・オプションとして取締役に支払う報酬額は、2014年６月20日開催の第34回定時株主総会において、年額92百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）と決議いただいております。

４．ストック・オプションの額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。ストック・オプションの内容および交付状況は、Ⅲ会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

５．当事業年度末日現在の人員は、取締役７名、監査役４名であります。上記の監査役の員数との相違は、2020年６月19日開催の第40回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役２名を含めているためです。

６．上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は5,300千円です。

## 2．社外役員に関する事項

（1）社外役員の重要な兼職の状況等

| 氏　名 | 地位 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 上　條　正　仁 | 社外取締役 | 伯東株式会社　社外取締役<br>ミラバイオロジクス株式会社　社外監査役 |
| 永　島　義　郎 | 社外取締役 | 株式会社カナデン　社外取締役<br>あけぼの債権回収株式会社　監査役<br>株式会社ナカシマホールディングス　社外取締役<br>株式会社全国ビジネスパートナー　監査役<br>筑波信用保証株式会社　監査役 |
| 今　戸　智　恵 | 社外取締役 | 三浦法律事務所　パートナー弁護士<br>ワンビ株式会社　社外監査役 |
| 板　垣　絵　里 | 社外監査役 | 公認会計士・税理士板垣総合事務所　副所長 |
| 佐　藤　隆　文 | 社外監査役 | 農林中央金庫　経営管理委員 |
| 鈴　木　秀　彦 | 社外監査役 | |

（注）1．株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社および筑波信用保証株式会社は当社の完全子会社であります。
2．その他兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3．取締役 永島義郎氏は、2021年３月31日付で筑波信用保証株式会社監査役に就任したことにより、同日をもって株式会社全国ビジネスパートナー監査役を退任いたしました。

（2）社外役員とその他利害関係

当社は社外役員との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、当社または当社特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）は、各社外役員との間で親族関係、取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 社外役員の事業年度における主な活動状況

| 氏　名 | 地位 | 活動状況 |
|---|---|---|
| 上　條　正　仁 | 社外取締役 | 当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に金融および企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等に役割を果たしております。 |
| 永　島　義　郎 | 社外取締役 | 当事業年度に開催した取締役会15回の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等に役割を果たしております。 |
| 今　戸　智　恵 | 社外取締役 | 社外取締役就任後に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に法曹としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、取締役会において活発に質問し、さらに専門的見地から提言を行うなど、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等に役割を果たしております。 |
| 板　垣　絵　里 | 社外監査役 | 社外監査役就任後に開催された取締役会10回および監査役会10回の全てに出席しております。大手監査法人および公認会計士・税理士事務所に長年従事され、会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。 |
| 佐　藤　隆　文 | 社外監査役 | 社外監査役就任後に開催された取締役会10回および監査役会10回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。 |
| 鈴　木　秀　彦 | 社外監査役 | 社外監査役就任後に開催された取締役会10回および監査役会10回の全てに出席しております。大蔵省（現 財務省）・金融庁の要職および金融機関の常務理事を歴任するなど豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会および監査役会において適宜発言を行いました。さらに、監査役会で定めた監査方針に従って、各部門の監査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。 |

### 3．社外役員の独立性に関するその他の情報

当社は、社外取締役の独立性判断基準について、「コーポレートガバナンス基本方針」において、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。

## Ⅴ 会計監査人に関する事項

### 1．会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### 2．会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

（注）1．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断し同意しました。
2．会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度における監査業務の報酬の額として、これらの総額にて報酬等の記載を行っております。

### 3．非監査業務の内容

該当事項はございません。

### 4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

### 5．責任限定契約

該当事項はございません。

### 6．補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## Ⅵ 会社の体制および方針

### 1．業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年５月１日開催の取締役会において、会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条第１項および第３項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2018年２月５日開催の取締役会にて一部改定いたしております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。

②取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

③取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。

④取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。

②取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制

①取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。

②取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。

③「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

②取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。

③各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。

④月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。

⑤各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①取締役は、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。

②監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。

②監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。

(8) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

①取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。

②子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。

(9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。

(10) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

②監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。

(12) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制

①金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。

②財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ＩＴへの対応）の適切な整備および運用に努める。

③財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

①暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。

②取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

## 2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する事項

・「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスプログラムを策定のうえ、定期的な社内研修、職階に応じた階層別の教育および定期テストを実施し、役職員への理解浸透と意識向上に努めております。

・コンプライアンス委員会を原則月１回開催し、コンプライアンスプログラムの推進状況を監視するとともに、コンプライアンスに関わる重要事項を審議決定のうえ、取締役会へ報告を行っております。

・「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口に加え、弁護士事務所など複数の社外通報窓口を設け、相談体制の強化を図っております。

(2) リスクに関する事項

・リスク管理委員会を原則月１回開催し、各種リスクの発生状況、管理状況およびリスク管理体制の整備状況についての検証に加え、統合リスク管理制度を活用した分析など様々な観点からリスク分析を行い、取締役会へ報告を行っております。

・自然災害等により事業の中断等の危機が発生した場合に、危機対策本部を設置することなどを定めた「危機管理規程」や、業務再開等のあり方などを定めた「業務継続規程」を整備することにより、危機に備えた体制を構築しております。

(3) 取締役の職務の執行に関する事項

・取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」および関連細則等に基づいて適切な保存および管理を行い、常時、取締役および監査役が閲覧できる状態にあります。

・取締役会は、事業計画の進捗状況については四半期毎、予算計画との実績比較については毎月報告を受け、取締役の効率的な職務執行を監督しております。また、計画との乖離が生じている場合には、必要に応じて対応を協議しております。

(4) 監査役に関する事項

・監査役の監査を補助することを職務とする専任の監査役スタッフを１名任命しており、円滑な監査役の活動を支援しております。また、監査役スタッフの人事については、監査役との協議のうえで決定し、独立性を確保しております。

・常勤監査役は、監査役会で策定された監査方針・計画に基づき、取締役会および経営会議などの重要会議へ出席し、必要に応じて社内各部署に対するヒアリング、報告等を通じて経営全般および個別事案に関して取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長、会計監査人および監査部との間で、それぞれ月１回の会合を設け、意見交換を実施しております。

# 計算書類

## 貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| （資産の部） | |
| **流動資産** | **193,936** |
| 現金及び預金 | 177,649 |
| 求償債権 | 12,995 |
| 有価証券 | 9,527 |
| 未収入金 | 172 |
| 前払費用 | 58 |
| その他 | 841 |
| 貸倒引当金 | △7,308 |
| **固定資産** | **202,324** |
| **有形固定資産** | **234** |
| 建物 | 234 |
| 減価償却累計額 | △159 |
| 車両運搬具 | 55 |
| 減価償却累計額 | △31 |
| 工具、器具及び備品 | 474 |
| 減価償却累計額 | △342 |
| 土地 | 4 |
| **無形固定資産** | **584** |
| ソフトウエア | 531 |
| ソフトウエア仮勘定 | 49 |
| その他 | 3 |
| **投資その他の資産** | **201,505** |
| 投資有価証券 | 170,582 |
| 関係会社株式 | 7,674 |
| 長期貸付金 | 2,405 |
| 長期預金 | 16,000 |
| 長期前払費用 | 167 |
| 前払年金費用 | 15 |
| 繰延税金資産 | 4,078 |
| その他 | 581 |
| **資産合計** | **396,261** |

| 科　目 | 金　額 |
|---|---|
| （負債の部） | |
| **流動負債** | **31,558** |
| 前受収益 | 16,869 |
| 預り金 | 47 |
| 未払金 | 1,096 |
| 未払法人税等 | 7,433 |
| 賞与引当金 | 310 |
| 債務保証損失引当金 | 5,639 |
| 株主優待引当金 | 124 |
| その他 | 35 |
| **固定負債** | **198,841** |
| 長期借入金 | 30,000 |
| 長期前受収益 | 168,768 |
| 株式給付引当金 | 73 |
| **負債合計** | **230,400** |
| （純資産の部） | |
| **株主資本** | **165,427** |
| **資本金** | **10,703** |
| **資本剰余金** | **637** |
| 資本準備金 | 637 |
| **利益剰余金** | **154,292** |
| 利益準備金 | 2,055 |
| その他利益剰余金 | 152,237 |
| 債務保証積立金 | 125,200 |
| 繰越利益剰余金 | 27,037 |
| **自己株式** | **△206** |
| **評価・換算差額等** | **254** |
| その他有価証券評価差額金 | 254 |
| **新株予約権** | **178** |
| **純資産合計** | **165,860** |
| **負債及び純資産合計** | **396,261** |

# 損益計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | |
| 収入保証料 | 47,668 | |
| その他 | 165 | **47,834** |
| **営業費用** | | |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 2,560 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 288 | |
| 給料手当及び賞与 | 1,644 | |
| 賞与引当金繰入額 | 310 | |
| 減価償却費 | 288 | |
| その他 | 4,507 | **9,600** |
| **営業利益** | | **38,233** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 143 | |
| 有価証券利息 | 1,285 | |
| 受取配当金 | 55 | |
| その他 | 54 | **1,538** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 777 | |
| 支払手数料 | 2 | |
| その他 | 0 | **780** |
| **経常利益** | | **38,991** |
| **税引前当期純利益** | | **38,991** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,863 | |
| 法人税等調整額 | 125 | 11,989 |
| **当期純利益** | | **27,002** |

# 株主資本等変動計算書（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 債務保証積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| **当期首残高** | 10,703 | 637 | 637 | 2,055 | 107,300 | 24,477 | 133,832 | △225 | 144,948 |
| **当期変動額** | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △6,542 | △6,542 | | △6,542 |
| 債務保証積立金の積立 | | | | | 17,900 | △17,900 | － | | － |
| 当期純利益 | | | | | | 27,002 | 27,002 | | 27,002 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 19 | 19 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 17,900 | 2,559 | 20,459 | 19 | 20,479 |
| **当期末残高** | 10,703 | 637 | 637 | 2,055 | 125,200 | 27,037 | 154,292 | △206 | 165,427 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| **当期首残高** | △47 | △47 | 148 | 145,049 |
| **当期変動額** | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △6,542 |
| 債務保証積立金の積立 | | | | － |
| 当期純利益 | | | | 27,002 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 |
| 自己株式の処分 | | | | 19 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 302 | 302 | 29 | 331 |
| 当期変動額合計 | 302 | 302 | 29 | 20,811 |
| **当期末残高** | 254 | 254 | 178 | 165,860 |

**個別注記表**

**1．継続企業の前提に関する注記**

該当事項はありません。

**2．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

（2）固定資産の減価償却の方法

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 定率法（1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）<br>なお、主な耐用年数は次の通りであります。<br>建物　3～44年<br>車両運搬具　6年<br>工具、器具及び備品　2～20年 |
| 無形固定資産 | 定額法（自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法） |

(3) 引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金 | 求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。<br>求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。<br>すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。<br>長期貸付金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。 |
| 債務保証損失引当金 | 債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。<br>保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。<br>上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。<br>すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。 |
| 株主優待引当金 | 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。 |

退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

株式給付引当金　　株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収入保証料　　主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益計上しております。

その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し５年間で均等償却しております。

**３．会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**４．表示方法の変更に関する注記**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

**5．会計上の見積りに関する注記**

（1）債務保証損失引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額　　5,639百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その保証債務に係る債務者である保証委託者を次の通り「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の５区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を債務保証損失引当金として計上しております。

| 債務者区分 | 定義 |
|---|---|
| 正常先 | 返済状況が良好であり、収支状況及び財務内容等にも特段の問題がないと認められる先 |
| 要注意先 | 収支状況及び財務内容が不安定で今後延滞発生のおそれがある、もしくは既に延滞が発生している先。返済条件の緩和が行われている先 |
| 破綻懸念先 | 現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる先 |
| 実質破綻先 | 破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先や負債が過大で再建の見通しがなく、代位弁済の準備が行われている先 |
| 破綻先 | 実質破綻先と同様の状況にあり、代位弁済履行請求が行われている先 |

正常先及び要注意先に係る保証債務については、債務者区分毎に、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債務者区分毎の保証債務残高及び予想代位弁済率並びに予想回収率に基づき算出しますが、予想代位弁済率は、算定期間を１年間又は３年間とする過去５算定期間の実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して算出し、予想回収率は、商品分類及び担保の状況の類する毎に、代位弁済額に対する累計回収額に基づき算出しております。

破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、保証委託者の支払能力を総合的に判断したうえで、過去の実績などに基づき必要と認める予想損失額を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌事業年度の計算書類に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

なお、当事業年度における債務保証損失引当金の計上にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響については、所得環境の変化に応じて返済条件の変更を実施した件数は当社保有契約件数に対して0.5％未満と少ないことなどから、現時点では、代位弁済が今後直ちに大きく増加する可能性は低く、与信関連費用に大きな影響を及ぼさないと見込んでおります。

(2) 貸倒引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額　　7,308百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その債務者を次の通り「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」の３区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

| 債務者区分 | 定義 |
|---|---|
| 破綻先 | 破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先で、破綻懸念先及び実質破綻先に該当しないもの |
| 実質破綻先 | 代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきているが、完済にはなお超長期を要する見込みであり、求償債権が全額回収不能となる可能性は相当程度高いと判断される先 |
| 破綻懸念先 | 代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきており、求償債権が全額回収不能となる可能性は低いと判断される先 |

破綻先及び実質破綻先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。また、破綻懸念先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

長期貸付金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 翌事業年度の計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

**6．会計上の見積りの変更に関する注記**

該当事項はありません。

**7．誤謬の訂正に関する注記**

該当事項はありません。

**8．追加情報**

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度224百万円、83,845株、当事業年度204百万円、76,510株であります。

**9．貸借対照表に関する注記**

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

| | |
|---|---|
| 住宅ローン等に対する保証債務 | 14,258,758百万円 |
| 債務保証損失引当金 | 5,639 〃 |
| 差　引 | 14,253,119百万円 |

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 23百万円 |
| 短期金銭債務 | 41 〃 |

## 10. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

| | |
|---|---|
| 営業取引（支出分） | 444百万円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 2 〃 |

## 11. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 68,871,790 | － | － | 68,871,790 |

（2）自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 84,268 | 69 | 7,335 | 77,002 |

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)が保有する当社株式がそれぞれ、83,845株、76,510株含まれております。

2. 変動事由の概要

| | |
|---|---|
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 69株 |
| 株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)の当社株式給付による減少 | 7,335株 |

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年6月19日定時株主総会 | 普通株式 | 6,542 | 95.00 | 2020年3月31日 | 2020年6月22日 |

(注) 2020年６月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)が保有する当社株式に対する配当金７百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年6月18日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 8,057 | 117.00 | 2021年3月31日 | 2021年6月21日 |

(注) 2021年６月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)が保有する当社株式に対する配当金８百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | 普通株式 | 39,280 | 8,500 | − | 47,780 | 178 |
| 合計 | | 39,280 | 8,500 | − | 47,780 | 178 |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

**12. 税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,289百万円 |
| ソフトウエア | 121 〃 |
| ソフトウエア仮勘定 | 30 〃 |
| 再保証料 | 304 〃 |
| 投資有価証券評価損 | 93 〃 |
| 資産除去債務 | 14 〃 |
| 未払事業税 | 421 〃 |
| 賞与引当金 | 95 〃 |
| 債務保証損失引当金 | 1,726 〃 |
| 株主優待引当金 | 38 〃 |
| 株式給付引当金 | 22 〃 |
| その他有価証券評価差額金 | 3 〃 |
| 新株予約権 | 54 〃 |
| その他 | 89 〃 |
| 繰延税金資産　小計 | 4,306百万円 |
| 評価性引当額 | △207 〃 |
| 繰延税金資産　合計 | 4,098百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | △4百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △14 〃 |
| その他 | △1 〃 |
| 繰延税金負債　合計 | △20百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 4,078百万円 |

**13. リースにより使用する固定資産に関する注記**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

**14. 金融商品に関する注記**

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2) を参照ください）。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 177,649 | 177,649 | － |
| (2) 求償債権 | 12,995 | | |
| 貸倒引当金（※1） | △7,308 | | |
| | 5,686 | 5,686 | － |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 17,646 | 19,496 | 1,850 |
| 社債 | 150,267 | 149,789 | △478 |
| その他 | 4,228 | 4,214 | △13 |
| ② その他有価証券 | | | |
| 株式 | 1,550 | 1,550 | － |
| その他 | 5,623 | 5,623 | － |
| (4) 長期貸付金（※2） | 2,733 | 2,718 | △15 |
| (5) 長期預金 | 16,000 | 15,661 | △338 |
| 資産計 | 381,386 | 382,390 | 1,004 |
| (1) 未払法人税等 | 7,433 | 7,433 | － |
| (2) 長期借入金 | 30,000 | 30,000 | － |
| 負債計 | 37,433 | 37,433 | － |

（※1）求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

① 満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債･地方債等 | 17,646 | 19,496 | 1,850 |
| | 社債 | 63,912 | 64,364 | 451 |
| | その他 | 1,300 | 1,306 | 6 |
| | 小計 | 82,859 | 85,167 | 2,307 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債･地方債等 | － | － | － |
| | 社債 | 86,354 | 85,424 | △929 |
| | その他 | 2,928 | 2,908 | △20 |
| | 小計 | 89,283 | 88,332 | △950 |
| 合計 | | 172,142 | 173,500 | 1,357 |

② その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 1,239 | 944 | 295 |
| | その他 | 2,345 | 2,298 | 47 |
| | 小計 | 3,585 | 3,242 | 342 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 310 | 363 | △52 |
| | その他 | 3,278 | 3,299 | △21 |
| | 小計 | 3,588 | 3,662 | △73 |
| 合計 | | 7,174 | 6,905 | 269 |

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式（※） | 502 |
| 組合出資金（※） | 291 |
| 子会社株式（※） | 7,674 |
| 合計 | 8,467 |

(※) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 177,649 | － | － | － |
| (2) 求償債権（※） | － | － | － | － |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 1,620 | 6,580 | 7,430 | 1,900 |
| 社債 | 4,900 | 30,480 | 53,690 | 60,400 |
| その他 | 1,000 | 3,100 | 100 | － |
| ② その他有価証券 | | | | |
| その他 | 2,065 | 886 | 224 | 707 |
| (4) 長期貸付金 | 321 | 1,047 | 866 | 410 |
| (5) 長期預金 | － | － | － | 16,000 |
| 合計 | 187,556 | 42,094 | 62,310 | 79,417 |

（※） 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

（注5）長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | － | － | － | － | － | 30,000 |

**15. 賃貸等不動産に関する注記**

該当事項はありません。

**16. 持分法損益等に関する注記**

該当事項はありません。

**17. 関連当事者との取引に関する注記**

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 18. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 2,408円36銭 |
| １株当たり当期純利益 | 392円53銭 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 392円27銭 |

（注1）１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎

| | |
|---|---|
| １株当たり当期純利益 | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 27,002百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －　〃 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 27,002　〃 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 68,791,865株 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | |
| 当期純利益調整額 | －百万円 |
| 普通株式増加数 | 45,184株 |
| (うち新株予約権) | (45,184株) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | － |

（注2）株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(Ｊ－ＥＳＯＰ)に残存する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は79,483株であり、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、76,510株であります。

## 19. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 20. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

**21. その他の注記**

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高 | △19百万円 |
| 退職給付費用 | 82 〃 |
| 制度への拠出額 | △79 〃 |
| 退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高 | △15百万円 |

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 881百万円 |
| 年金資産 | △896 〃 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △15百万円 |

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金（△は前払年金費用） | △15百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △15百万円 |

(c) 退職給付費用

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 82百万円 |

(2) ストック・オプション等に関する注記

① ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業費用　　29百万円

② ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) ストック・オプションの内容

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2014年６月20日 | 2015年６月19日 | 2016年６月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役　４名 | 当社取締役　４名 | 当社取締役　４名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式　13,350株 | 普通株式　7,390株 | 普通株式　9,470株 |
| 付与日 | 2014年７月23日 | 2015年７月22日 | 2016年７月20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されておりません。 | 権利確定条件は付されておりません。 | 権利確定条件は付されておりません。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2014年７月24日～2044年７月23日 | 2015年７月23日～2045年７月22日 | 2016年７月21日～2046年７月20日 |

| | 第４回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第６回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2017年６月16日 | 2018年６月15日 | 2019年６月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役　４名 | 当社取締役　４名 | 当社取締役　４名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式　7,590株 | 普通株式　6,740株 | 普通株式　8,330株 |
| 付与日 | 2017年７月19日 | 2018年７月18日 | 2019年７月17日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されておりません。 | 権利確定条件は付されておりません。 | 権利確定条件は付されておりません。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2017年７月20日～2047年７月19日 | 2018年７月19日～2048年７月18日 | 2019年７月18日～2049年７月17日 |

| | 第７回新株予約権 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2020年６月19日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役　　４名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式　8,500株 |
| 付与日 | 2020年７月21日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されておりません。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2020年７月22日～2050年７月21日 |

(注)株式数に換算して記載しております。

(b) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

（ｉ）ストック・オプションの数

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2014年６月20日 | 2015年６月19日 | 2016年６月17日 |
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | － | － | － |
| 付与 | － | － | － |
| 失効 | － | － | － |
| 権利確定 | － | － | － |
| 未確定残 | － | － | － |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | 6,870 | 5,210 | 6,710 |
| 権利確定 | － | － | － |
| 権利行使 | － | － | － |
| 失効 | － | － | － |
| 未行使残 | 6,870 | 5,210 | 6,710 |

| | 第４回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第６回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2017年６月16日 | 2018年６月15日 | 2019年６月14日 |
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | － | － | － |
| 付与 | － | － | － |
| 失効 | － | － | － |
| 権利確定 | － | － | － |
| 未確定残 | － | － | － |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | 5,420 | 6,740 | 8,330 |
| 権利確定 | － | － | － |
| 権利行使 | － | － | － |
| 失効 | － | － | － |
| 未行使残 | 5,420 | 6,740 | 8,330 |

| | 第７回新株予約権 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2020年６月19日 |
| 権利確定前(株) | |
| 前事業年度末 | － |
| 付与 | 8,500 |
| 失効 | － |
| 権利確定 | 8,500 |
| 未確定残 | － |
| 権利確定後(株) | |
| 前事業年度末 | － |
| 権利確定 | 8,500 |
| 権利行使 | － |
| 失効 | － |
| 未行使残 | 8,500 |

（ⅱ）単価情報

| | 第１回新株予約権 | 第２回新株予約権 | 第３回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2014年６月20日 | 2015年６月19日 | 2016年６月17日 |
| 権利行使価格(円) | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価(円) | － | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 2,313 | 4,274 | 3,758 |

| | 第４回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第６回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2017年６月16日 | 2018年６月15日 | 2019年６月14日 |
| 権利行使価格(円) | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価(円) | － | － | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 4,352 | 4,528 | 3,713 |

| | 第７回新株予約権 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2020年６月19日 |
| 権利行使価格(円) | 1 |
| 行使時平均株価(円) | － |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 3,517 |

③　当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(a) 使用した評価技法　　ブラック･ショールズ式

(b) 主な基礎数値及びその見積方法

| | | |
|---|---|---|
| 株価変動性 | (注) 1 | 34.3% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 5.3年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 95円/株 |
| 無リスク利子率 | (注) 4 | △0.12% |

(注) 1．2015年３月30日から2020年７月13日までの株価実績に基づき算定しております。
2．付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。
3．2020年３月期の配当実績によります。
4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

全国保証株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　並　木　健　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　大　輔　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、全国保証株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

2021年５月12日

全国保証株式会社　監査役会

| | |
|---|---|
| 常勤監査役 | 藤野　護　㊞ |
| 社外監査役 | 板垣絵里　㊞ |
| 社外監査役 | 佐藤隆文　㊞ |
| 社外監査役 | 鈴木秀彦　㊞ |

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、住宅ローン保証会社として強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金117円　総額8,057,941,866円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年６月21日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

債務保証積立金　18,900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　18,900,000,000円

## 第２号議案　取締役および監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役に対する報酬額は、2006年６月28日開催の第26回定時株主総会において、月額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含みません。）とし、ご承認いただいております。

このたび、役員報酬を機動的に運用できる報酬体系とするため、取締役の報酬額を月額による定めから年額による定めに改めることとし、報酬額を現行月額50百万円の12倍の額と同額の年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と改定することについてご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告16頁に記載のとおりであり、第３号議案の承認可決を条件として、その内容を次のとおり変更することを予定しております。当該変更は、当社の経営体制の状況、経済情勢等の諸般の事情を踏まえて予定しているものであり、本議案につきましては、当該変更前後いずれの方針の内容に照らしても、相当と判断しております。

【変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要】

1．報酬制度の概要

（1）業務執行取締役

当社の業務執行取締役に対する報酬等は、職責の大きさに応じた役位ごとの基本報酬と業績等によって変動する業績連動報酬等で構成し、業績連動報酬等は金銭で支給する業績連動賞与と株式により支給する業績連動型株式報酬等により構成します。

業務執行取締役が業績や株価の変動による利益意識を株主の皆様と共有し、企業価値増大に対する意識を強化するため、報酬等の一部として業績連動報酬等を含めます。

（2）社外取締役

社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した客観的な立場から業務執行の妥当性を判断し、監督機能を適正に確保する観点から、基本報酬のみの体系とします。

2．報酬制度の決定プロセス

取締役の報酬等の決定方法は、取締役会が指名・報酬委員会に諮問のうえ、助言・提言を踏まえて決定し、その決定権限は取締役会が有します。指名・報酬委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役２名、社内取締役１名の合計３名で構成します。

3．連動指標

当社は、事業の持続的発展のため、短期的には単年度の営業利益、中長期的には保証債務残高等の経営指標を重視しております。したがって、業績連動報酬等に係る指標として、短期インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動賞与は営業利益、中長期的インセンティブ報酬等としての性質をもつ業績連動型株式報酬等は保証債務残高等を連動指標とします。

4．報酬等に占める業績連動報酬等の割合

当社の取締役に対する報酬等の構成割合は以下の通りです。

| 役員区分 | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | |
|---|---|---|---|
| | | 賞与 | 株式 |
| 業務執行取締役 | 60% | 16% | 24% |
| 社外取締役 | 100% | - | - |

※業務執行取締役の報酬等の構成割合は、業績連動報酬等における業績指標計画値の達成状況が100%の場合の割合を示す。

現在の取締役の員数は７名（うち社外取締役は３名）であり、本定時株主総会終了後も変更はございません。

なお、上記の取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、当社の監査役の報酬額は、2006年６月28日開催の第26回定時株主総会において、月額20百万円以内としてご承認いただいておりますが、今般、取締役の報酬を年額で定めることに伴い、報酬額を現行月額20百万円の12倍の額と同額の年額240百万円以内と改定することについてご承認をお願いしたいと存じます。現在の監査役の員数は４名であり、本定時株主総会終了後も変更はございません。

## 第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、今般、本議案の承認可決を条件として「株式報酬型ストック・オプション」の報酬制度を廃止し、当社取締役（下記のとおり社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本議案の内容は、かかる目的、対象となる取締役の人数および現在の株価等を踏まえたものであり、相当であると考えております。なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告16頁に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、第２号議案【変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要】に記載のとおり変更することを予定しております。

具体的には、第２号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬等の限度額（年額600百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬等を、中期経営計画の期間の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（なお、かかる期間を以下「対象期間」といいます。）。ただし、当社は、現在、2020年４月１日から2023年３月31日までの３事業年度を対象とする中期経営計画を推進中のため、本制度の導入後最初の対象期間は2021年４月１日から2023年３月31日までの２事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）とします。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、2014年６月20日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の「株式報酬型ストック・オプション」の報酬制度を廃止するとともに、下記のとおり、取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄して消滅させるものとし、これに代えて本制度に基づく応分のポイントを付与することといたします。

また、本制度の対象となる取締役は４名となります。

2．本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

| | |
|---|---|
| ① 本制度の対象者 | 当社取締役（社外取締役を除く。） |
| ② 当初対象期間 | 2021年４月１日から2023年３月31日までの２事業年度 |
| ③ ②の当初対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金500百万円<br>うち、（ⅰ）当初対象期間における報酬等としてのポイント見合いの株式取得資金相当額<br>200百万円<br>（ⅱ）株式報酬型ストック・オプション放棄の応分のポイント見合いの株式取得資金相当額<br>300百万円 |
| ④ 当社株式の取得方法 | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限 | １事業年度あたり40,000ポイント<br>ただし、本信託設定後遅滞なく、株式報酬型ストック・オプション放棄の応分のポイントとして47,780ポイントを上限とするポイントを別途付与 |
| ⑥ ポイント付与基準 | 役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じたポイントを付与 |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期 | 原則として退任時 |

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約２年間とし、当社は、当初対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を当初対象期間中に在任する取締役に対する報酬等として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する受益者として本信託を設定します（注１、注２）。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注１：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

注２：下記（3）①のとおり、本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄することを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権１個＝10ポイント）を付与することを予定しているため、当初対象期間における当社株式の取得資金としての信託金上限額は当該ポイント分を勘案して算出しております。なお、上記上限額のうち、当該ポイント分見合いの金額は金300百万円であり、当該金額を除いた上限額は金200百万円となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を３事業年度以内の期間（当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応する事業年度の期間とします。）を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり40,000ポイントを上限とします（なお、かかるポイント総数の上限には、下記の付与済みのストック・オプションに代えて付与されるポイント数を含まないものとして取り扱います。）。

また、このほか、本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のもの（合計4,778個）につきましては、各取締役において権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、これに代わるポイントの付与（新株予約権1個＝10ポイント）を行うことを予定しております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役に重大な不正行為があった場合等には、所定の手続きを行ったうえで、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとする予定です。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当て等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済

された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以　上

# 株主総会会場 ご案内図

会 場：**JPタワー ホール＆カンファレンス**
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　JPタワー４階

交 通：ＪＲをご利用の場合　**ＪＲ東京駅** 丸の内南口 徒歩１分
丸の内地下南口 地下道直結

地下鉄をご利用の場合　東京メトロ 丸ノ内線 **東　京　駅** 地下道直結
東京メトロ 千代田線 **二重橋前駅** 徒歩２分
都営地下鉄 三 田 線 **大 手 町 駅** 徒歩４分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
商業施設『KITTE』内にあるエレベーターもしくはエスカレーターで４階までお越しください。

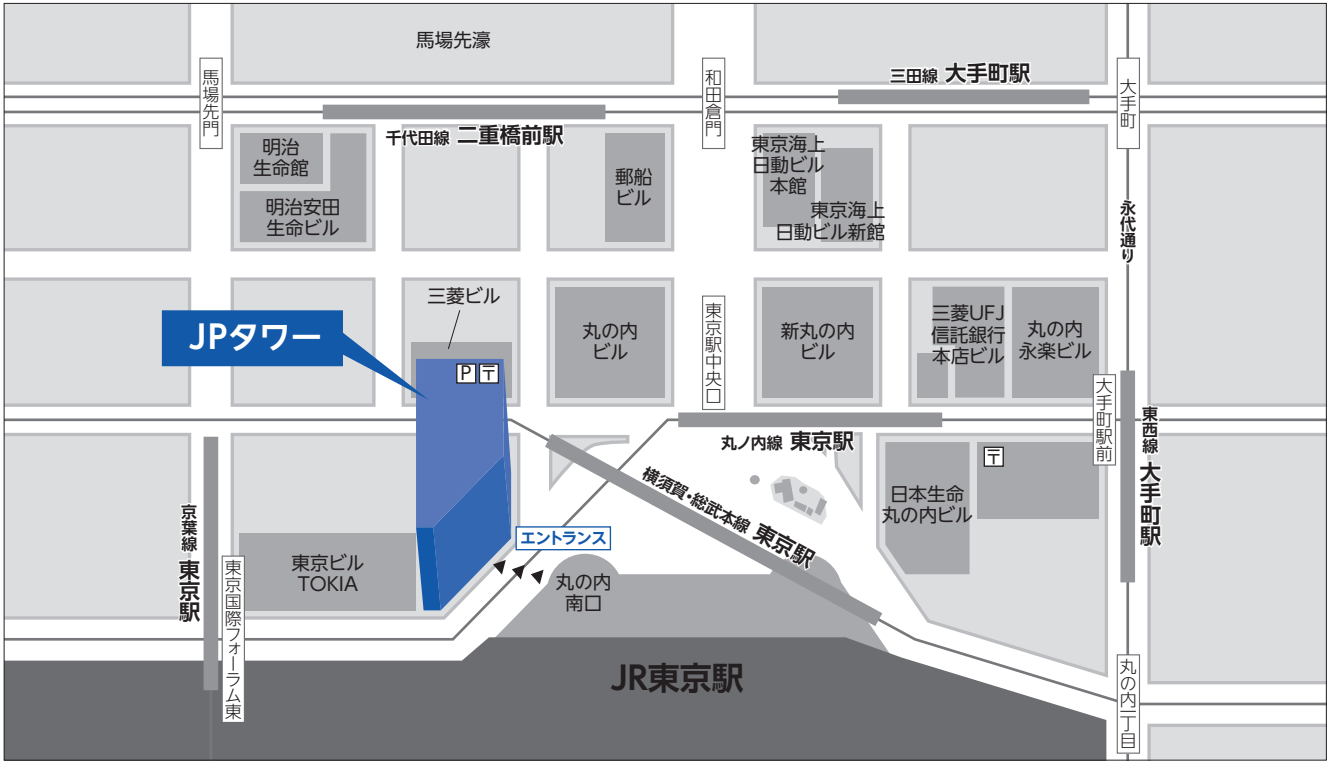



全国保証株式会社

〒100-0004　東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル24階
TEL：03-3270-2300（代表）


UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK